

## 国立公園事業の決定等取扱要領（抜粋）

各地方環境事務所長等宛 自然環境局長通知  
制定 令和 4 年 4 月 1 日 環自国発第 22040110 号

自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号。以下「法」という。）第 9 条に基づく国立公園事業の決定、廃止及び変更（以下「決定等」という。）に関しては、法、自然公園法施行令（昭和 32 年政令第 298 号。以下「令」という。）の規定によるもののほか、この要領の定めるところによる。

- 第 1 国立公園事業の決定により定める事項
- 第 2 審議会への諮問の頻度
- 第 3 審議会への諮問に係る手続
- 第 4 国立公園事業の決定等の要件等
- 第 5 国立公園事業の決定書等の作成
- 第 6 審議会への諮問を要しない国立公園事業の決定等
- 第 7 協議会による国立公園事業の決定等の提案
- 第 8 国立公園事業の決定等の公示
- 別添 1 決定すべき国立公園事業の位置及び規模
- 別添 2 国立公園事業の決定書等作成要領
- 別添 3 国立公園事業の決定調書作成要領

### 第 1 国立公園事業の決定により定める事項

国立公園事業の決定に当たっては、風致景観の保護に留意しつつ、適正な国立公園利用を推進することを目的として、公園計画に基づき執行される国立公園事業の種類、位置及び規模等の整備すべき公園施設の大綱を定めるものとする。

### 第 2 審議会への諮問の頻度

国立公園事業の決定等について中央環境審議会（以下「審議会」という。）への諮問は、原則として年 2 回行うこととする。

### 第 3 審議会への諮問に係る手続

#### 1 地方環境事務所長による国立公園課長宛ての具申

地方環境事務所長（釧路、信越及び沖縄奄美自然環境事務所長を含む。以下同じ。）による国立公園事業の決定等の自然環境局国立公園課長（以下「国立公園課長」という。）宛ての具申までの手続は、以下のとおりとする。

- (1) 国立公園事業の決定書、廃止書又は変更書（以下「決定書等」という。）の案は、原則として地方環境事務所長が作成し、関係法定受託事務実施都県自然保護主管課の意見を聴取した上で、審議会の日程を踏まえて自然環境局国立公園課（以下「国立公園課」という。）から別途指示する期日までに国立公園課長宛てに具申すること。ただし、第 6 に掲げる審議会への諮問を要しないもの又は緊急に対応を要するものについてはこの限りではない。
- (2) 具申に当たっては、原則として別紙様式の「国立公園事業の決定、廃止及び変更案件名一覧表」及び案件ごとに作成した決定書等の案並びに調書について、国立公園課宛てに電子データにより送付すること。決定書等の案については、「国立公園業務管理システム」によって作成したものによること。
- (3) 具申に当たっては、以下の点に留意すること。
  - ア 大規模な施設の整備等により国立公園の風致景観の維持上の支障が懸念される案件については、具申する前にあらかじめ国立公園課と十分に調整を図ること。
  - イ 既に決定されている国立公園事業のうち、位置及び規模等が明確にされていないものについて、決定すべき施設の規模が増加すると認められる場合には、原則として国立公

園事業の決定事項の変更を行うことにより、当該国立公園事業の位置及び規模等を明確にすること。

ただし、既に事業地及び施設の規模が定められている国立公園事業において、所定様式の図面の添付のみによって事業地の明確化を行う場合は、国立公園事業の変更を必要とせず、副図として当該図面を備えておくことにより事業地の明確化を図ること。

## 2 審議会の開催

地方環境事務所長の具申を踏まえ、国立公園課長は審議会への諮問及び審議会の開催に係る事務等を行う。審議会の開催に当たっては、地方環境事務所（釧路、信越及び沖縄奄美自然環境事務所を含む。以下同じ。）は具申した案件に係る補足説明等の必要な協力を行うものとする。

## 第4 国立公園事業の決定等の要件等

国立公園事業の決定等については、次に掲げる要件に適合しなければならない。

- (1) 国立公園事業の内容が公園計画に適合していること。
- (2) 国立公園事業の内容が風致景観の保護上支障のないこと。
- (3) 国立公園事業の執行の見込みがあること。

なお、(1)の審査のうち、集団施設地区における国立公園事業の決定等に当たっては、具体的な配置等が、公園計画で定められた整備計画区ごとの整備方針についても適合しなければならないため、その点に留意すること。また、大規模な施設の整備等により風致景観上の支障が懸念される案件については、第3の1(3)アの国立公園課との事前調整も踏まえつつ、事前に十分な時間的余裕をもって環境影響評価調査を実施し、国立公園事業の決定の適否を判断するとともに自然環境保全のための対策を十分に講じることとする。

## 第5 国立公園事業の決定書等の作成

### 1 決定すべき国立公園事業の位置及び規模

決定すべき国立公園事業の位置及び規模は、別添1「決定すべき国立公園事業の位置及び規模」に定めるところにより決定するものとする。

### 2 決定書等の作成

国立公園事業の決定等に当たっては、別添2「国立公園事業の決定書等作成要領」に定めるところにより、決定書等（添付図面を含む）を作成するものとする。

### 3 事業決定調書の作成

国立公園事業の決定等に当たっては、別添3「国立公園事業の決定調書作成要領」に基づき、次の事項に関する事業決定調書を作成するものとする。

- (1) 国立公園事業の位置及びその周辺地域の現況
- (2) 整備すべき公園施設の内容
- (3) 環境影響予測及び自然環境保全のための対策

## 第6 審議会への諮問を要しない国立公園事業の決定等

- 1 法第9条第1項により、公園事業の決定等のうち審議会が軽微と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しないこととされている。対象となる公園事業の決定等については、「審議会の意見を聴くことを要しない軽微な国立公園事業の決定等について（令和4年4月1日中央環境審議会自然環境部会自然公園等小委員会決定）」において定められており、国立公園事業の決定、変更又は廃止のうち、新たな開発行為が伴わない国立公園の事業決定等については、原則として審議会への諮問を要しないこととされ、具体的には、既に決定されている国立公園事業を分割・統合して新たな国立公園事業として位置づけし直す場合、既存施設を新たに国立公園事業として位置付ける場合、既存の国立公園事業施設の位置又は規模等の現状に合わせて、当該国立公園事業の位置又は規模等を変更する場合、国立公園事業を廃止する場合等が該当する。
- 2 審議会の諮問を要するかどうかの該当に関して疑義がある場合には、あらかじめ国立公園課と調整を図ること。
- 3 審議会への諮問を要しない国立公園の事業決定等の具申については、別途指示する期日までに国立公園課長宛てに具申すること。具申については第3 1(2)及び(3)のと同様に、取り扱うこととする。

(別添1)

## 決定すべき国立公園事業の位置及び規模

決定すべき国立公園事業の位置及び規模は、国立公園事業の種類ごとに、「決定すべき国立公園事業の位置及び規模一覧表」のとおりとする。

なお、国立公園事業の位置及び規模は、国立公園の利用動向、利用上の必要性及び風致景観上の支障の程度等を考慮して適正なものとするとともに、決定に当たっては下記の事項に留意することとする。

### 記

#### 1 国立公園事業の位置について

国立公園事業の位置については、原則として事業執行が見込まれる路線、区域又は位置について決定することとする。ただし、各公園施設が近接して不連続に分布する場合は、介在する事業執行が当面見込まれていない路線又は区域を含めて国立公園事業の位置とみなすことができるものとする。

#### 2 取付け道路について

各施設への取付け道路は、施設の規模として算入することを省略することができるものとする。

#### 3 路線について

(1)計画路線の一部について決定する場合は、利用上のまとまりを考慮して決定する路線を定める。

(2)路線距離は、実延長距離とする。

(3)路線距離は枝線距離を含めて決定する。

(4)各々の路線距離が 0.5 km未満の枝線に係る起終点の決定及び路線図上の路線表示は省略することができる。

また、複数の枝線を有する道路については、中心的な路線をもって起終点の決定及び路線図上の路線表示を行う。

#### 4 区域について

(1)園路等の線の施設の敷地については、区域面積に算入することを省略できる。

(2)園路等の線の施設が高密度で整備される地区については、当該公園施設敷間に介在する当該公園施設敷以外の土地も含めて、区域とみなすことができる。

(3)水泳場、舟遊場、係留施設等に係る水域の区域面積は、施設の占用許可面積等を基に算定する。水泳場及び舟遊場に係る利用水面の範囲は含まず、施設の占用許可面積等のみとする。

(4)給水施設又は排水処理施設の区域面積は、給水又は排水処理対象区域面積を基に算定する。

#### 5 最大宿泊者数について

最大宿泊者数は次に掲げる指標を参考に、公園利用の快適性の確保及び環境保全上の制約の観点から定めることとする。当該地域の公園利用上の特性や自然環境の状況を踏まえたその他の指標を参考に定めることも可とする。

(1)和室の場合、寝室たる客室について畳2帖につき1人、洋室の場合、ダブルベッドは2人、ツインベッドは2人、シングルベッドは1人を目安として計算する。ただし、山小屋及びコテージについては、寝室たる客室について畳1帖につき1人を目安とする。

また、テントサイトの場合は30㎡につき1人を目安として計算する。ただし、山岳地等においてはこの限りではない。

(2)宿泊利用者数に対する上水の供給能力及び下水の処理能力、公園施設敷の限界等、環境保全上の制約条件等がある場合は、それらを考慮して最大宿泊者数を定める。

#### 6 付帯施設の包括について

各施設は、令第1条に掲げる施設であって、当該施設に付帯し、かつ機能的に密接な関係にある他の施設であるところの付帯施設（以下「付帯施設」という。）を包括した国立公園事業として、決定することができるものとする。

なお、最大宿泊者数、区域面積を定めるとしていない事業において、野営場事業を付帯施設とする場合には、原則として別途最大宿泊者数、区域面積を定めることとする（当該事業に含めることができる付帯施設の一覧及び留意点については国立公園事業執行等取扱要領（令和4年4月1日付け環自国発第22040111号自然環境局長通知）別添3を参照。）。

ただし、宿舎を他の施設に包括することはできないものとする。